

2008年7月



The Britannia Steam Ship
Insurance Association Limited

クラス3(P&I)メンバー各位
クラス6(FD&D)メンバー各位

バンカー条約の発効 — 証書取得要件とブルー・カード発行に関する更新情報 (Entry into force of the Bunkers Convention – update on State certification requirements and issuance of Blue Cards)

『2001年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約』(「バンカー条約」)が2008年11月21日に締約国で発効することについてはすでにお知らせした。また、国際グループ加盟各クラブが締約国証書発給に必要なバンカー条約「ブルーカード」発行に合意していることについてもすでにお伝えした。

締約国による証書発給

(i) 締約国登録船

締約国に登録された各船は、同国発給の証書を取得すればよい。同証書は各締約国の港やターミナルで保険の証拠としての扱いを受けることになる。証書は、必要な形式(以下に示す)でクラブが発行するブルーカードの提出に基づいて発給される。締約国登録船を持つメンバー各位には、同国当局に連絡の上、バンカー条約証書の申請手続きをご確認いただきたい。

(ii) 非締約国の登録船

締約国以外の諸国に登録された各船は、締約国の発給する証書を取得せねばならない。P&I国際グループ(IG)事務局ならびに国際海運会議所(ICS)は、いくつかの締約国主管庁と連絡をとり、それぞれに登録されていない船舶に対する証書発給態勢の有無を打診している。IGはまた、3月と6月に開かれたIOPC(国際油濁補償)基金会議で、締約諸国が非締約諸国登録の各船に対する証書発給に同意すべきことへの認識を高めるための報告書を提出した。各(締約)国は、必要とされるぼう大な件数に及ぶ証書発給にともなう事務管理上の負担を理由に、自国に寄港せぬ非締約国登録船に対する証書発給に今のところ同意していない。

IGとICSは各締約国との話し合いを続け、条約発効後の各国寄港の有無を問わず、1,000総トンを超えるすべての船舶に対し可及的速やかに証書を発給するよう働きかけている。これらの話し合いが終わって満足な結論が出るまで、クラブは非締約国登録船に対するブルーカードの発行はできない。何故ならブルーカードは、各船に証書を発給する締約国をその宛先とする必要があるからだ。今後の動きは追ってご報告申し上げる。

ブルーカードの発行

バンカー条約の要件を満たすブルーカードに記載すべき事項は、船名、船舶番号・符字(または呼出符号)、船籍港、IMO番号、登録船主の名称と主要事業所の所在地、などだ。法的助言に従い、クラブは登録船主・登録事業所の住所をブルーカードに記載すべき所在地とするが、メンバー各位から他の住所を告げられた場合はその限りではない。

条約発効が間近であることから、各位には遅滞なく申請手続きを開始されることをお勧めする。

ブルーカード準備のための情報

メンバー各位に対しては、ブルーカード発行に先立ち、必要な情報を(クラブへ)ご提出いただくための書式をすでにお送り申し上げた。この情報提出により、本サーキュラーおよび2008年5月13日付けの本件に関するサーキュラーに述べられた条件のもとで、メンバー各位はクラブに対し(必要に応じて随時)ブルーカードの発行を求められるものとみなされる。

証明の提出と、証書にもとづく責任のプール再保険

先に申し上げた通り、クラブのブルーカード発行は、証書のもとでのクラブによる支払いが戦争危険に関するものである場合につき、メンバー各位による次の同意を条件とする。すなわちメンバーが同意すべき条件は、上記支払いが自らの P&I 戦争危険保険契約のもとで回収できる金額であればそれを、あるいは自らが標準的 P&I 戦争危険保険契約を締結し、その諸条件に従っていれば回収できたであろう金額を、クラブに補償し、さらに同保険契約上の、および第三者に対するメンバーの権利をすべてクラブに譲渡すべきこと、である。メンバーは、ブルーカード発行をクラブに請求することにより、それに同意したものとみなされる。

従ってブルーカード発行をお求めになるメンバー各位には、P&I 責任につき別途(適正船体価額に等しいか、あるいは 1 億ドルのいずれかのうち低い)限度額を定めた標準的な条件による P&I 戦争保険の保険担保を有していることをご確認いただく必要がある。またメンバー各位は、当該 P&I 戦争危険の保険者に対し、同保険のもとでの様々な権利・回収金の(クラブへの)譲渡に関して通知しておかれるべきだ。

バンカー条約締約国(2008年7月現在)

バハマ、ブルガリア、クロアチア、キプロス、エストニア、ドイツ、ギリシア、ジャマイカ、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、ルクセンブルク、マーシャル諸島、ノルウェー、ポーランド、サモア、シエラレオネ、シンガポール、スロベニア、スペイン、トンガ、イギリス (22カ国)

同様のサーキュラーがIG加盟の他クラブからも発行される。

以上